

請願 番号	件 名	処理の経過および結果
2	<p>里親委託の推進に係る具体的取り組みを求めることについて</p> <p>1 里親委託率の向上を図ること。特に就学前の子どもについては里親委託を優先すること。</p> <p>2 特別養子縁組については、県内民間機関との情報共有、連携の強化を図ること。</p>	<p>平成 28 年の児童福祉法の改正により、児童の家庭養護の原則が示されたことに伴い、本県においても、令和 2 年（2020 年）3 月に改訂した滋賀県児童虐待防止計画に基づき、代替養育が必要となった場合は、家庭養育の優先を原則として、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームへの委託を積極的に行っており、特に、愛着形成に重要な時期である就学前の子どもについては、優先して委託を進めているところである。</p> <p>また、これまで里親のリクルートや家庭訪問等の登録後支援を中心とした里親支援事業を実施してきたが、令和 3 年度からは、更なる里親支援の強化を図るため、里親のリクルートおよびアセスメント、里親登録前後および委託後研修、マッチング、里親養育者への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまで、一貫した里親支援をフォスタリング事業として実施している。</p> <p>引き続き、里親委託における環境整備を進めるとともに、子どもの状態や家庭状況等を適切に見極めながら、里親委託率の向上を図ってまいりたい。</p> <p>養子縁組あっせん事業を行う民間あっせん機関とは、養親希望者からの相談件数や養子縁組の成立事例等について、情報を共有している。</p> <p>また、補助金の交付により、民間あっせん機関職員の研修参加を促進するための支援等を行っている。引き続き、民間あっせん機関と情報を共有し、密に連携を取りながら、特別養子縁組を推進してまいりたい。</p>

	<p>3 里親、フォスタリング機関、児童相談所はコミュニケーションを密にし連携を図ること。措置や措置解除の際には、子どもの最善の利益を念頭に子どもの意見表明権を配慮し、関係者を含む話し合いの機会をもつこと。</p> <p>4 社会的養護に不可欠な施設と里親の活用を図るため、委託先の広域化に向けた取組を進め、国にも働きかけること。</p>	<p>月に1度、フォスタリング機関、里親支援機関、里親連合会、各子ども家庭相談センターおよび子ども・青少年局が集まる会議を開催し、里親委託の推進および里親支援の強化に向けた検討を実施している。</p> <p>また、措置または措置解除の判断に当たっては、これまでからフォスタリング機関、里親支援機関および各子ども家庭相談センターによる里親への家庭訪問等を通じて、子どもや保護者、里親の意見を聞いた上で、子どもの最善の利益を優先しているところである。</p> <p>現在、厚生労働省において、子どもの権利擁護に係る実証モデル事業を実施されており、先進自治体の取組も参考にしながら、本県においても、子どもの意見表明や権利擁護に向けた環境整備を進めてまいりたい。</p> <p>これまでから、厚生労働省が定める里親制度運営要綱の規定に基づき、他府県から依頼があった場合には、本県に居住する里親への児童の受入れを行っているところである。</p> <p>今後も同要綱に基づき、都道府県間の連携を密にし、必要に応じて、柔軟に児童の受入れを行ってまいりたい。</p>
--	---	---